

事業を移転しない適格組織再編成等が行われた場合の控除未済欠損金額等の特例に関する明細書 （法第72条の2第1項第1号に掲げる事業） 事業年度 年 月 日から 年 月 日まで 法人名

適格組織再編成等の別 適格分割・適格現物出資・適格現物分配 適格組織再編成等の日 年 月 日
支配関係発生日 年 月 日

調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の特例計算

当該法人の 事業年度	欠損金額等の 区分	当該法人の控除未済 欠 損 金 額 等 〔当該法人の前期の 別表9の⑤〕	特例計算による調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算			
			移転時価資産価額が 移転簿価資産価額 以下である場合	移転時価資産価額が移転簿価資産価額を超える場合		特例計算による調整 後の当該法人分の控 除未済欠損金額等 ②、③又は④
			(①の金額)	移転時価資産超過額が支配 関係前欠損金額等の合計額 以下である場合 〔支配関係事業年度前の 事業年度にあっては(⑥ -⑦)、支配関係事業年 度以後の事業年度に あっては①〕	移転時価資産超過額が支配 関係前欠損金額等の合計 額を超える場合 〔支配関係事業年度前の 事業年度にあっては0、 支配関係事業年度以後 の事業年度にあっては (①-⑩)〕	
①	②	③	④	⑤		
年 月 日から 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金	円	円	円	円	円
年 月 日から 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
年 月 日から 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
年 月 日から 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
年 月 日から 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
年 月 日から 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
年 月 日から 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
年 月 日から 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
年 月 日から 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
年 月 日から 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
年 月 日から 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
計						

移転時価資産価額が移転簿価資産価額を超える場合の調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算の明細

当該法人の 事業年度	欠損金額等の 区分	支配関係前欠損金額等 〔支配関係事業年度前の 事業年度の①〕	移転時価資産超過額が支配 関係前欠損金額等の合計 額以下である場合	移転時価資産超過額が支配関係前欠損金額等の合計額を超える場合		⑨のうち制限対象金 額を構成するものと された部分の金額 〔⑬の金額を⑨の古い ものから順次振当〕
			⑥のうち移転時価 資産超過額を構成する ものとされた部分の 金額 〔⑪の金額を⑥の古い ものから順次振当〕	支配関係事業年度以後 の事業年度の欠損金額 等のうち特定資産譲渡 等損失相当額以外の部 分から成る金額 〔別表12「⑧-⑫」〕	支配関係後欠損金額等	
			⑥	⑦	⑧	
年 月 日から 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金	円	円	円	円	円
年 月 日から 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
年 月 日から 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
年 月 日から 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
年 月 日から 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
年 月 日から 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
年 月 日から 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
年 月 日から 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
年 月 日から 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
年 月 日から 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
計						

制限対象金額の計算の明細

制限対象金額の計算の明細			移転直前における移転時価資産価額及び移転簿価資産価額の明細		
移転時価資産超過額 (⑬のイ) - ⑬のロ)	⑪	円	名 称 等	時 価	帳 簿 価 格
				(イ)	(ロ)
支配関係前欠損金額等の合計額 (⑥の計)	⑫			円	円
制限対象金額 ⑪ - ⑫	⑬				
			計		

令和4年4月1日以後に終了する事業年度の申告においては
こちらの記載要領を御確認ください。

第6号様式別表13の3記載要領

- 1 この明細書は、法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第113条第5項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）第1条の規定による改正前の法人税法施行令第113条第5項の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表12に併せて提出すること。
- 2 「

法第72条の2第1項 第1号 ・ 第3号

に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。
- 3 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号ロに掲げる法人に限る。）にあつては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失金の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。